

令和3年度第3回

東京都私立学校審議会（第806回）

令和3年7月19日（月）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

午後 3 時00分開会

○近藤会長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから、令和3年度第3回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち15名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、当審議会の委員について、事務局より報告願います。

○私学行政課長 既に先月にご報告させていただきましたが、6月1日付で選任されました委員がいらっしゃいますので、ご紹介申し上げます。

小学校関係の重永委員の後任として選任されました、横山委員でございます。

それでは、横山委員には、ここで一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

先生、よろしくお願いたします。

○横山委員 横山豊治と申します。清明学園初等学校校長をしております。どうぞよろしくお願いたします。

○私学行政課長 横山委員、ありがとうございました。

それでは、委員のご紹介を終わらせていただきます。

○近藤会長 ありがとうございます。

就任されました横山委員、どうぞよろしくお願いたします。

なお、当審議会運営細則第8条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 それでは、本日諮問させていただく案件は、お手元に配付しております4件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和3年7月19日付、東京都知事名。

記、1、中央医療学園専門学校の廃止認可について、荒川区、ほか3件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきたいと思います。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件とただいま説明のありました新たに諮問される案件4件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第1号から議案第6号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人マリヤ・J記念学園の寄附行為認可及びサフラン幼稚園の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして説明願います。

○内野委員 それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、西東京市で長年宗教法人附属の幼児教育施設として運営されてきたサフラン愛児園を学校法人立の認可幼稚園とするものでございます。

去る令和3年7月5日、遠藤委員、私学部及び西東京市の担当職員と私で第二部会の部会調査を実施いたしましたので、ご報告いたします。

部会調査の際、学校法人マリヤ・J記念学園設立代表者から幼稚園新設の趣意、学校の教育方針などについてお話を伺いました。

サフラン幼稚園の前身であるサフラン愛児園は、幼児の教育を行う施設として、1968年より50年以上にわたって運営されてきました。今回、社会情勢の変化に伴う保護者からの要望を踏まえ、学校教育法に基づく幼稚園として設置認可申請をしてきたものです。

幼稚園設置に当たっては、障害のある子や外国語を母語とする子を広く受け入れている現在のよさを残しつつ、教育環境のさらなる充実を図っていきたいという姿勢がうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、4点ほどの要望をしてまいりました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関連法令を遵守し、また、学校法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、研修の機会を適切に確保するなど、教員の資質向上に積極的に努力していただきたいこと。

そして、4つ目として、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

以上でございますが、申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思えます。

その他申請内容の詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号について、要項に基づきましてご説明申し上げます。

これらの案件は、新たに学校法人を設立し、幼稚園を設置するものです。

本案件は、令和2年10月に設置計画の承認をいただいておりますが、このたび、園舎の完成により、幼稚園の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

それでは、要項に基づいてご説明いたします。

初めに、学校法人マリヤ・J記念学園の寄附行為についてご説明いたします。議案第1号をご覧ください。

名称は、学校法人マリヤ・J記念学園で、事務所の所在地は、要項2に記載のとおりでございます。

法人の目的は、要項3に記載のとおり「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」でございます。

設置する幼稚園名は、サフラン幼稚園でございます。

役員につきましては、理事のうち2名が夫婦である以外は、三親等以内の親族または配偶者は含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人設立の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号「サフラン幼稚園設置要項」をご覧ください。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「この幼稚園は、学校教育法第22条及び第23条にしたがって、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、キリスト教信仰（愛と正義）を基として幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」ものでございます。

学校の名称は、サフラン幼稚園、位置は、要項3に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項5に記載のとおりでございます。

設置者は、学校法人マリヤ・J記念学園、設立代表者は能城基実氏、園長は同じく能城基実氏でございます。

定員は70名で、保育年限は1年、2年、3年でございます。

学級数は3歳児、4歳児、5歳児各学年1学級ずつの合計3学級でございます。

保育内容は、要項9に記載のとおりでございます。

教職員組織は、要項10に記載のとおりで、設置基準を充足しております。

園地総面積、園舎総面積は、要項11、12に記載のとおりで、設置基準を充足しております。

また、園具教具、予算概要、付近の状況につきましては、それぞれ要項13、14、15に記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問のある方は、お名前をお願いいたします。

いかがですか。よろしいですか。

それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第3号は、専修学校の廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、中央医療学園専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

中央医療学園専門学校は、平成12年12月27日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人中央医療学園で、理事長は森重美三男氏、校長は西山安吉氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和2年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和2年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。

議案第4号は、幼稚園の設置者変更認可及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○私学行政課長 失礼します。ここで挟ませていただいて、事務局から連絡でございます。

先ほど清水先生がログインされました。

先生、音声は聞こえていらっしゃいますでしょうか。

○清水委員 はい。聞こえております。

○私学行政課長 よろしく願いいたします。

では、失礼いたしました。

○議案担当者 それでは、議案第4号、浜島幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は番場久枝氏、園長も同じく番場久枝氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の6学級240名を3学級105名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第5号は、高等学校の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。学校法人NHK学園が設置しておりますNHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、協力校に関する変更です。学校間連携により、単位履修を認める協力校を追加します。

2点目として、高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程を変更します。

3点目として、教育活動及び学校経営の維持充実を図るため、学費を変更します。

4点目として、納付金に関する文言の修正を行います。

変更の時期は、要項7にありますとおり、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をご覧ください。

学則第7条の別表第4を変更します。詳細につきましては、下の表にありますとおり、学校間連携により、単位履修を認める協力校を14校追加します。

次に、学則第17条の別表第2を変更します。詳細につきましては、要項別紙「教育課程新旧比較対照表」のとおり、高等学校学習指導要領改訂に伴う変更を行います。

第5章につきましては「受講料」から「授業料」に文言を修正いたします。

学則第22条の学費につきましては、さらなる教育の充実を図るため、授業料及び教育運営費を変更します。

また、授業料等の変更に伴い、下の表にありますとおり、別表第5を変更し、令和3年度以前に在籍する生徒に適用いたします。

要項に戻りまして、備考欄には設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第5号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 質問を1点お願いします。

今の説明でもちょっと理解ができなかったのですが「学則比較対照表」の見方なのですが、附則にありますように、または説明にありましたように、この学則は令和4年4月1日から施行するとなっていますから、それを踏まえて附則の3項、22条の授業料等の変更についても、令和4年度以降の入学生から適用し。これも分かったのです。

ただ、なお、従前の例によるという規定と、次の資料にあります別表第5は、説明にありましたように、教育運営費を減額して、授業料以降、振り替えていくという従前の受講料、今度の授業料に変更で、中身は分かったのですが、従前の例が、別表第5だと、読み取る根拠がこ



の資料でははっきりしなかったのです。そういう理解でよろしいかどうかという質問なのです。別表第5は何条に出てくるのでしょうか。

○近藤会長 よろしく申し上げます。

○議案担当者 別表第5につきましては、学則第22条に記載されておりまして、普通科の授業料の後段のほうに、なお、従前の授業料等については、別表第5に示すと記載されております。

○近藤会長 加茂川先生、よろしいですか。

○加茂川委員 読み取れなかったのですが、従前の例が別表第5だということで、理解はそれでいいのですね。

○議案担当者 はい。おっしゃるとおりです。

○加茂川委員 別表第5は、22条の普通科。

資料に普通科というところがありますか。ごめんなさい、私が読み取れないのかしら。少なくとも、対照表の22条のアンダーラインでは、別表第5は出てこないです。

すみません。読み取れません。教えていただければと思います。

○議案担当者 申し上げます。

別表第5の先ほど申し上げました記載につきましては「学則比較対照表」の第22条の中段にございます文科省の指定を受けたコースの下に記載しておりまして、今回はその記載が漏れておりました。申し訳ございませんでした。

○加茂川委員 それは資料が不十分だということになると思うのです。これは資料が繋がっていないわけですから、適切な資料の用意をお願いしたいと思います。

○近藤会長 しっかりと資料を用意してください。

それでよろしいですか。

○加茂川委員 はい。結構です。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにごございますか。ほかにご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第6号は、高等学校の学科廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号についてご説明いたします。これは学校法人矢野学園が設置しております八王子実践高等学校における学科廃止認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、募集を停止していた調理科について、将来にわたり再開の予定がないため、廃止するものです。

変更の時期は、令和4年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。変更前の収容定員は、普通科1,680名、調理科0名であるものを、変更後は調理科を廃止し、普通科1,680名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては、要項11に記載のとおりです。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、8月の審議会は、例年どおりの休会、9月の開催日は、13日月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

まだまだ緊急事態宣言が続きますけれども、皆さんお体に注意して夏を乗り切っていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後3時24分閉会